

# ○津山工業高等専門学校校内無線LAN 利用細則

〔平成26年7月15日〕  
細則第1号

改正 平成28年3月18日細則第2号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校総合情報センター規程（平成18年2月28日規程第13号）第10条の規定に基づき、この細則を定めるものとする。

(管理責任者の設置等)

第2条 無線LANの適正な管理を行うため、無線LAN管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、総合情報センター長をもって充てる。

(サービスの内容)

第3条 この細則を適用する本校の無線LAN環境（以下「無線LAN」という。）はインターネット接続サービスを提供する。

(利用者の資格)

第4条 無線LANの利用は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、本校が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(無線LANの利用)

第5条 利用者は、利用に当たり次に掲げるものを準備するものとする。

(1) Wi-Fi機能を搭載した端末

(2) 上記端末の附属機器等に供給する電源。

(3) Webブラウザ等

2 無線LANの利用料金は、無料とする。

(利用の手続き)

第6条 無線LANの利用を希望する者は、この細則に同意し、別紙様式により総合情報センターに利用申し込みを行うものとする。

(利用の承認)

第7条 前条の規定による利用申し込みがなされた場合、管理責任者が利用の承認を与える。

2 前項により承認を受けた利用者は、利用者IDおよびパスワードを登録することにより、インターネットに接続できるものとする。

(利用者IDおよびパスワードの有効期限)

第8条 無線LANのパスワードは利用者に事前に通知することなく、変更する場合がある。

(利用者IDおよびパスワードの管理)

第9条 無線LAN利用者は、当該無線LANのIDとパスワードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。

2 IDの管理不十分、使用上の過誤、第三者からの不正アクセス等により発した損害の責任は、利用者が負うものとし、本校は一切の責任を負わないものとする。

(利用履歴情報の取得及び利用目的)

第10条 本校は、次に掲げる目的のため、無線LANの利用時間、利用アクセスポイント、端末の個体識別情報(MACアドレス)の情報を、利用者が本サービスを利用した時にアクセスログとして取得するものとする。

(1) 無線LANの利用者数を調査する場合

(2) 無線LANの内容を充実あるいは、改善あるいは、新サービスを検討するための分析等を行う場合

(禁止事項)

第11条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者のプライバシー権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為

(2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは本校に不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為

(3) 他の利用者に不快感をあたえる行為

(4) 誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為

(7) 公職選挙法に定める選挙期間中であるか否を問わず、選挙運動又はこれに類する行為

(8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動を行う(又は行為)

(9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、又は提供する行為

(10) 通信販売，連鎖販売取引，業務提供誘引販売その他の目的で，特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(11) 前各号の掲げるもののほか，不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等に違反し，若しくは違反する恐れのある行為又は本校が不適切であると判断した行為

2 前項に該当する利用者の行為によって，本校，利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は，利用者は，利用後であっても，全ての法的責任を負うものとし，本校は一切の責任を負わないものとする。

（利用者IDおよびパスワードの取り消し）

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，事前に通知することなく，直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すことができるものとする。

(1) 前条で禁止している事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げるほか，この細則に違反した場合

(3) その他利用者として不適切と本校が判断した場合

（利用の中止）

第13条 本校は，次の各号のいずれかに該当する場合は，利用者へ周知することなく，無線LANの利用を中止できるものとする。

(1) 無線LANシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 暴動，騒乱，労働争議，地震，噴火，洪水，津波，火災，停電その他の非常事態により，当無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 無線LANシステムに係る設備やネットワークの障害等，やむを得ない事由がある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか，本校が無線LANの運用上，一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの利用の中止により，利用者または第三者が被ったいかなる損害についても，理由を問わず，本校は一切の責任を負わないものとする。

（免責）

第14条 本校は，無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について，その完全性，正確性，確実性，有用性等につき，いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANのサービスの提供，遅滞，変更，中止又は廃止，無線LANサービスを通じて登録，提供又は収集された利用者の情報の消失，利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害，データの破損，漏洩その他無線

L A Nに関連して発生した利用者の損害について、本校は一切責任を負わないものとする。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線L A Nへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線L A N接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、W e bブラウザ等によって、無線L A Nを利用できない場合があっても、本校は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線L A Nを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本校は一切の責任を負わないものとする。
- 6 本校は、無線L A Nの適切な利用を図るため、特定のW e bサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
- 7 本校は、無線L A Nのサービスの仕様に関する質問には一切回答しないものとする。

(準拠法および裁判管轄)

第15条 本細則に関する準拠法は日本法とする。また、本細則または本サービスに関連して、本校と利用者間で紛争が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この細則は、平成26年7月15日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日細則第2号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式第12号（第6条関係）

総合情報センター校内無線LAN接続利用申請書

平成 年 月 日

総合情報センター長 殿

津山工業高等専門学校校内無線LAN利用細則第6条により，下記のとおり，校内無線LAN（TSUYAMA-GUEST）に接続して利用したいので申請します。

利用者 所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ④  
(登録ユーザ名： \_\_\_\_\_)

接続元	Macアドレス： _____ 電子メールアドレス： _____@tsuyama-ct.ac.jp
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
細則遵守の同意	<input type="checkbox"/> 校内無線LAN（TSUYAMA-GUEST）利用細則を遵守することに同意します。

※ 利用形態欄は，□のいずれかに✓印を付けてください。

細則遵守の同意欄は，必ず校内無線LAN利用細則を読み理解した上で，□に✓印を付けてください。

.....キ リ ト リ 線.....

平成 年 月 日

殿

無線LAN接続を許可します。利用にあたっては，下記の注意を守って不正使用の起こらないよう管理ください。

総合情報センター長 ④

利用上の注意

1. 接続可能なコンピュータの管理を厳重に行い，申請者以外のものが不正に使用することのないこと。
2. 利用状況を常に把握し，心当たりのない利用があった場合は，直ちに総合情報センターに申し出ること。
3. 校内無線LAN利用細則を遵守すること